

一般質問発言通告書

平成 29 年 8 月 23 日
午後 0 時 11 分受付
(通告書 2 枚)No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

平成 29 年 8 月 23 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 北口ひとみ 印

質問事項	要 旨	答弁者
1. 長高野地区における土砂搬出事業者への対応について	<p>長高野地区において平成28年9月から約1haの土地について土の採取が民間事業者により行われております。</p> <p>当初、周知の看板もなく、廃棄物放棄による井戸水汚染を心配した近隣住民からの問い合わせにより、市の指導が入り看板を設置した経緯があります。</p> <p>ところが、今年1月には、土砂を積載したトラックが夕刻に何台も侵入していると近隣住民から通報があり、担当課に調査してもらいました。結果、公共事業のために敷地内に100㎡以下の災害復旧に伴う一時仮置きが行われているということなので公共事業である旨の契約書の提出を求め、届け出の時間帯を厳守する旨の指導をしたとのことでした。また、パトロールを強化したとのことでした。</p> <p>しかし、その後、一向に契約書は提示されず、今年7月には、平成30年8月末まで土採取の期間延長の届け出が出されたとのことでした。</p> <p>土砂埋立てについては、近年条例をかいくぐって悪質な埋め立てが行われていたことから、当市では県内でもいち早く「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」を見直し、平成28年7月から厳しい条件を追加し、規制を行っているところですが、しかしながら、この件の場合「一時仮置き」なので、土砂の埋立て条例の適応範囲外とのことでした。</p> <p>仮に一時仮置きであっても、埋立てが行われていないという保証はなく、近隣住民の不安は尽きません。</p> <p>そこで、以下を伺います。</p> <p>(1) この事業の経緯について</p> <p>(2) 市の見解</p>	市長 担当部長

<p>2. 秀峰筑波義務教育学校開校後の小中学校跡地利活用について</p>	<p>来年4月に秀峰筑波義務教育学校が開校後、筑波地区では7小学校と2中学校が廃校となります。地域によっては既に活用についての要望がまとめられつつあるようです。一方、跡地利用について市としてはどのように進めるのかと市民からの問い合わせが相次いでおり、以下について伺います。</p> <p>(1) 市としての利活用の考え方 (2) 今後のスケジュール (3) 地域住民の要望の状況</p>	<p>市長 担当部長</p>
<p>3. 総合運動公園の用地とされた土地のその後について</p>	<p>住民投票から2年が経過しました。総合運動公園の用地とされた高エネ研南側の土地について、平成29年8月8日に全員協議会で現状について説明を受けましたが、市民の方から、総合運動公園事業は白紙撤回されたが、土地利用の方針が見えない、どのようになっているのかとの問い合わせがあります。</p> <p>以下を伺います。</p> <p>(1) 事業白紙撤回後のこれまでの経緯 (2) 今後の進め方について市長の考え (3) 市民への経過報告はどうするか</p>	<p>市長 担当部長</p>
<p>4. 福島原発事故後の区域外避難者(自主避難者)の現況について</p>	<p>平成29年4月以降、自主避難者に対する災害救助法の適応がなくなりました。各地で、自主避難者の方々が住宅支援を受けられずに経済的な困窮を余儀なくされているケースが出ています。以下について伺います。</p> <p>(1) 平成29年4月以降のつくば市内における自主避難者の動向 (2) 自主避難者への支援の変更点</p>	<p>市長 担当部長</p>

一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。